

## 危険ブロック塀の除却費用を

最大 **15万円補助**します！

道路等に面するブロック塀の倒壊による事故を防止するため、その除却費用の一部を補助します

**対象となる塀**(すべてに該当するもの)

- ✓ 枚方市内にあるもの
- ✓ 道路、公園等に面しているもの
- ✓ 高さが80cm以上のもの
- ✓ 所定の点検方法による結果が不適合であるもの

**補助額**(最も少ない額)

- ✓ **15万円**(分譲マンションは別途ご相談ください)
- ✓ 除却工事に要した費用の額
- ✓ 補助対象ブロック塀の見付面積(高さ×長さ)[m<sup>2</sup>]×1万5千円

**申込方法**

まずは、住宅まちづくり課窓口にお越しください。

職員による現地調査(後日)のあと、申請書をご提出いただきます。

※除却工事(補助対象工事)の契約(着手)後の申請はできません。

**注意事項**

- ✓ 受付期間は4月6日～12月28日(完了報告書の提出期限は2月末日)。受付期間内に予定数に達した際は、受付を終了します。
- ✓ 塀の一部のみの除却、ご自身での除却作業は原則補助対象になりません。
- ✓ ブロック塀の除却を目的にした別の補助金と重複して申請することはできません。
- ✓ 売却目的の整地のためや建物の解体工事を行うための除却は補助対象になりません。
- ✓ 新たにフェンス等の構造物を設置する場合、建築基準法等に適合するものにしてください。

**お問合せ先****枚方市 都市整備部 住宅まちづくり課**住所: 枚方市大垣内町2丁目9番15号  
(枚方市役所分館2階)電話: **072-841-1478**(直通)

FAX : 072-841-5101

MAIL : jumachi@city.hirakata.osaka.jp

※除却後に生垣を新設する場合、補助制度があります。  
みち・みどり室 総務・緑化担当(072-841-1435)まで。